

令和6年度 介護保険サービス提供事業者 集団指導会

「職場の安全衛生について」

はじめに（説明内容）

- 1 管内の労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 エイジフレンドリーガイドライン
- 4 エイジフレンドリー補助金
- 5 熱中症予防対策

管内の労働災害発生状況

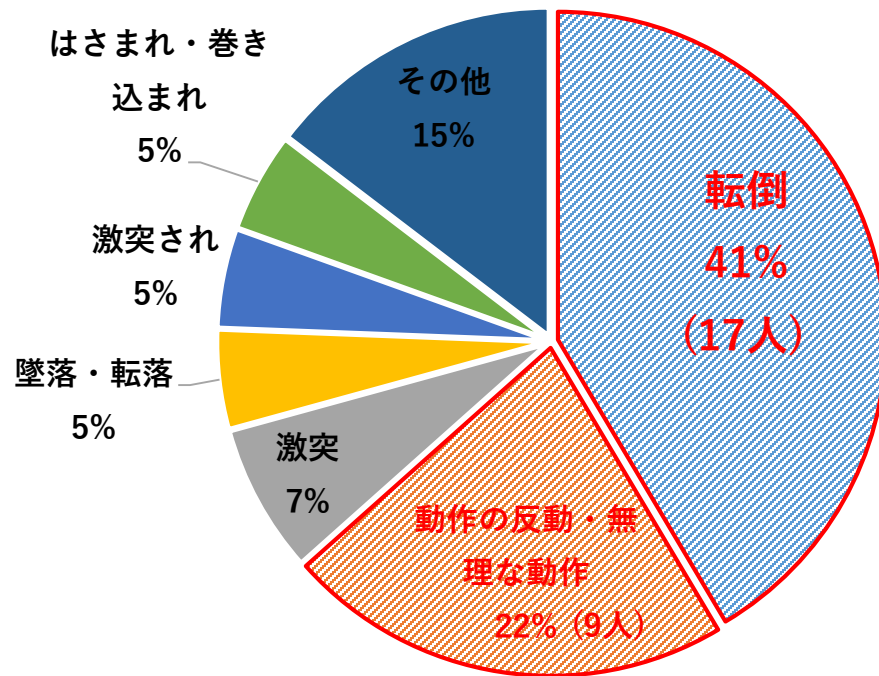
花巻監督署 労働災害統計



◆令和5年（1月～12月）に花巻監督署管内で発生した休業4日以上
の労働災害（社会福祉施設）（※新型コロナウイルス感染症の罹患によるものを除く）

41人

令和5年 事故の型別労働災害発生状況（社会福祉施設）

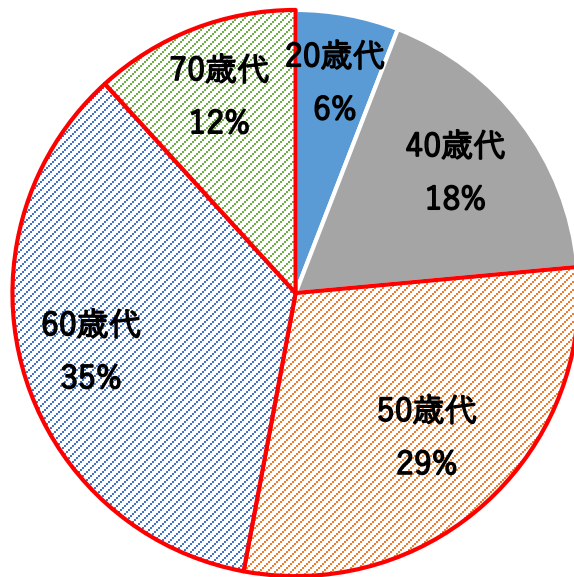


「転倒」
と
「動作の反動・無理な動作」
で6割以上を占めている

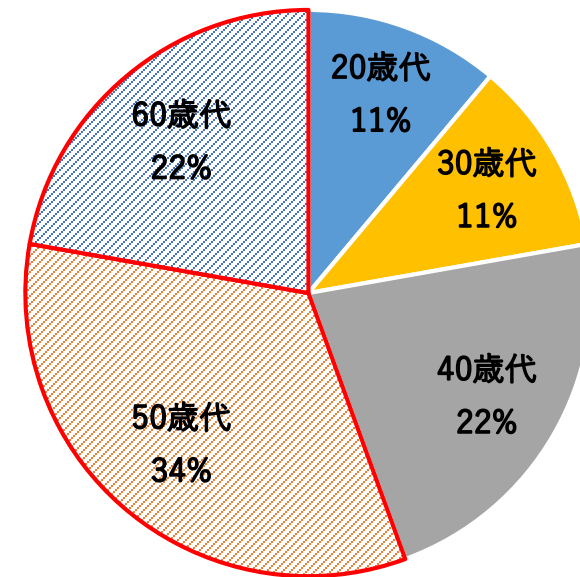
管内の労働災害発生状況（2）

◆ 「転倒」「動作の反動・無理な動作」について年齢層別でみると…

令和5年 年齢層別労働災害発生状況
(社会福祉施設、転倒)



令和5年 年齢層別労働災害発生状況
(社会福祉施設、動作の反動・無理な動作)



加齢に伴う身体機能の低下→**災害リスク増（重篤化リスクも増）**

第14次労働災害防止計画



花巻監督署 第14次労働災害防止計画

- ◆労働災害防止の基本となる目標、重点課題等を定めた5か年計画です。
第14次労働災害防止計画（14次防）の期間は令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間です。
14次防では8つの重点対策を掲げています。

①	自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進	⑤	個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
②	労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	⑥	業種別の労働災害防止対策の推進 陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
③	高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	⑦	労働者の健康確保対策の推進 メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
④	多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	⑧	化学物質等による健康障害防止対策の推進 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

第14次労働災害防止計画（2）

◆アウトプット指標（取組の進捗状況）とアウトカム指標（期待される効果）を定めています。
各事業場においては、アウトプット指標に掲げる取組を推進しましょう。

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

アウトプット指標		アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ● 転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。 ● 卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。 	➔	<ul style="list-style-type: none"> ● 転倒の年齢層別死傷年千人率の増加に歯止めをかける。 ● 転倒による平均休業見込日数を令和9年までに40日以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を増加させる。 	➔	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる。

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標		アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ● 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。 	➔	<ul style="list-style-type: none"> ● 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける。

エイジフレンドリーガイドライン

厚生労働省 エイジフレンドリーガイドライン



- ◆厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者及び労働者に取組が求められる事項を示しています。

事業者求められる事項

安全衛生管理体制の 確立

- ・経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施

職場環境の改善

- ・照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ・勤務形態の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

高年齢労働者の健康 や体力の状況の把握

- ・健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握

高年齢労働者の健康や 体力の状況に応じた対応

- ・健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む

安全衛生教育

- ・十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
- ・再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練

エイジフレンドリーガイドライン (2)

労働者に求められる事項

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- ・日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持を生活習慣の改善に取り組む

取組事例など

➤腰痛を防ぐ職場の事例集
(中央労働災害防止協会HP)

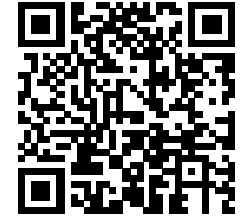


➤高年齢労働者の活躍促進のための安全衛生対策
- 先進企業の取組事例集 -
(厚生労働省HP)



エイジフレンドリー補助金

厚生労働省 エイジフレンドリー補助金



◆高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を予防するための専門家による運動指導等、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して補助を行うものです。

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	<p>補助率：1/2</p> <p>上限額：100万円 (消費税を除く)</p>	<p>補助率：3/4</p> <p>上限額：30万円 (消費税を除く)</p>	

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数※1	資本金又は出資の総額※2
サービス業 医療・福祉、宿泊業、娯楽業など	100人以下	5,000万円以下

※1 常時使用する労働者、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

エイジフレンドリー補助金 (2)

◆補助対象の例

①高年齢労働者の労働災害防止対策コース

- ・ 作業場所の床や通路のつまづき防止のための対策
(**転倒防止対策**)
- ・ 介護における移乗（入浴）介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
(**腰痛予防対策**)
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施
(**腰痛予防対策**)

②転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

- ・ 労働者の身体機能低下による「**転倒**」や「**腰痛**」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等

③コラボヘルスコース

- ・ 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等
- ・ 健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
- ・ 栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置

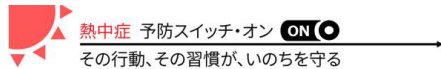
補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

熱中症予防対策



花巻監督署 熱中症予防対策

◆令和5年（1月～12月）、花巻監督署管内では休業4日以上[※]の熱中症災害が6件発生し、うち1件は社会福祉施設で発生しました。
7月から夏本番となります。熱中症予防に取り組みましょう。



令和6年度熱中症対策キャッチフレーズ
陸災防岩手県支部北上分会様 ご考案！

見落とすな！
仲間の異変・初期症状
みんなで防ごう熱中症

みんな！ 熱中症を防ごう！ 職場の仲間を守ろう！

令和6年度 熱中症対策キャッチフレーズ

見落とすな！

仲間の異変・初期症状

みんなで防ごう熱中症

(花巻労基署管内労働災害防止連絡会議)

厚生労働省では 令和6年5月1日から9月30日まで
「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」展開中!!

誰一人取り残さない
働く人の今すぐ使える 熱中症ガイド

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える 熱中症ガイド
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

花巻労働基準監督署・管内労働災害防止連絡会議

- 熱中症を正しく知る
 - 体内に身体に熱がこもって、体温が上がって、熱中症になる。熱中症になる要因は、
 - 「暑し過ぎ」
 - 「暑さに慣れていない」
 - 「水分・塩分の不足」
 - 「長時間連続作業」
 対策として、以下の①～③を適切に実践してください。
- 応急手当と水道水散布法
 - I度(軽度) 意識ははっきりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状 → 冷所に移動して安静にし、身体を冷やし、水分と塩分を補給(1人1人しない)
 - II度(中等度) 意識がはっきりしない、吐き気、だるい等の症状 → 応急処置を受け、状況のよくなる人が医療機関に同行
 - III度(重症) 意識障害、けいれん発作、高体温等の症状 → 救急車を要請 救急車が到着するまで、作業着を脱がせ、水をかけて身体を冷却
- 暑さ指数の活用
 - 暑さ指数:総合的に暑しさを表すもの
 - 暑さ指数を活用するための4つのステップ
 - 暑さ指数の測定
 - 暑さ指数を考慮して測定値を補正
 - 危険度を確認して対策
 - 作業者への周知
- 暑熱順化
 - 暑熱順化:夏の暑さに身体を慣らすこと
 - 入職してからの人、長期休暇明けの人は、要注意
 - 暑さに体が慣れても数日間職場を離れると効果は消滅
 - 運動や入浴などで汗をかいて暑熱順化することもできる
- 水分塩分同時補給
 - 水分と塩分は同時に補給
 - のどが潤ったと思ったら、すでに脱水状態が始まっていることがある
 - のどが潤く前に、仕事の合間に、こまめに水分を補給することが大切
- ブレイクリング
 - あらかじめ体温を下げておき、作業中に体温が上がるのを緩やかにする
 - ブレイクリングの方法は以下の2つ
 - 身体の外側から冷やす方法
 - 内部から冷やす方法
- 健康管理
 - 管理者:
 - 現場パトロールを行い、作業員に声をかけ、健康状態を確認
 - 作業員:
 - 単独作業を避け、声をかけ合う
 - こまめに水分・塩分を補給

ホームページ「花巻監督署からのお知らせ」に掲載中！
で検索！！

おわりに

- ◆14次防のアウトプット指標（取組の進捗状況）を把握するため、点検表の回収を実施しています。花巻監督署管内事業場の皆さま、ご協力をお願いします。

花巻監督署管内の事業場の皆さま

第14次労働災害防止計画 に基づく実態把握のため
点検表の回答 にご協力をお願いします！

- 1 「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条に基づき労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画です。
花巻労働基準監督署では「一人の犠牲者も出さない」という基本理念のもと、死亡災害、死傷災害の減少を目標としています。
- 2 第14次労働災害防止計画は令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間で。
- 3 計画では重点事項と具体的取組を定めています（裏面参照）。
各企業は、これらの取組を積極的に推進しましょう。
- 4 重点対策ごとに「アウトプット指標」と「アウトカム指標」を定め、毎年これらの指標を用いて取組状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

◆アウトプット指標の実態把握のため点検表の回答をお願いします。
◆スマートフォン、タブレット、パソコンから回答可能です。
◆業種別のフォームからご回答をお願いします（所要時間約5分）。
◆次の業種は専用フォームからご回答ください。

			
道路貨物運送業	建設業	製造業	林業

◆上記以外の業種は、共通フォームからご回答ください。

パソコンからご回答いただく場合は、
ホームページ「花巻監督署 第14次労働災害防止計画」に
アクセスし、該当フォームからご回答ください。

共通 

花巻監督署 14次防 🔍 検索

← こちらのリーフレット内 **共通フォーム** からご回答ください。

「**花巻監督署からのお知らせ**」HPから
も回答フォームにアクセス可能です。

